

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

東近江市長 小 椋 正 清

市町村名 (市町村コード)	東近江市 (252131)	
地域名 (地域内農業集落名)	妙法寺 (妙法寺町)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年9月24日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

* 今後ファーム八咫の森の農業者の高齢化と認定農業者の後継者不在の農地面積が16haと多く、新たな農地の受け手が必要。

(2) 地域における農業の将来の在り方

* 水稻と麦・大豆を主要作物とし、団地化を形成する。* 黄緑色部は認定農業者、オレンジ部は集落営農法人に集約化する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	29.4 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	29.4 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
* 集落営農法人に町内地権者全員を加入させて再建する。* 担い手に集積・集約化した農地を貸借し、両立化させる。
(2)農地中間管理機構の活用方針
* 地域全体を農地バンクに貸し付け担い手の経営意向を踏まえ、令和7年度の耕作より50%、5年後90%以上の農地利用の最適化を具現化する。
(3)基盤整備事業への取組方針
* 予定無し
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
* 将来地域外からの担い手についても検討していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
* 防除作業の委託化を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☒ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他
【選択した上記の取組方針】				
②・⑨:有機肥料(牛糞)の使用。 ③:ドローンによる防除作業委託→内作化。 ⑧農業作業場・農機具庫の建設				